

## 医療観察法と被害者の会 会則

(名称)

第1条 この会は、「医療観察法と被害者の会（以下、「本会」という。）」と称する。

2 通称を「がじゅもりの会」とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都内の代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、医療観察法事件における被害者及び遺族の権利利益の擁護を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 法制度の調査研究
- (2) 関係機関への要望書・意見書の作成提出、その他法改正を求めるための運動
- (3) 社会への広報・啓発活動
- (4) 関係機関・団体との連携
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の意思を代表に表明した者とする。

(退会)

第6条 会員は、退会手続を代表に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会の活動に3年以上参加しないとき

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計
- (4) 監事

(役員を選任)

第8条 役員は会員の中から、総会で承認を得て選任される。

(役員職務)

第9条 代表は本会を代表し、会の事業を執行する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表が欠員となったときは、代表の職務を代行する。
- 3 会計は本会の出納事務を担当する。
- 4 監事は本会の業務及び財産状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(顧問)

第11条 本会には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は本会の相談役となり、本会の発展に努める。

(総会)

第12条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は集会（オンライン集会含む）又は書面（電磁的記録含む）によるものとする。

(総会種別)

第13条 総会は通常総会と臨時総会の二種とする。

(通常総会)

第15条 通常総会は年に1回、5月から6月の間に開催するものとする。

(臨時総会)

第16条 必要があるときは臨時総会を開催できるものとする。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)代表が必要と認めた時

(2)総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時

(総会の招集)

第17条 総会は代表が招集する。

2 総会を開催するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の1週間前までに書面もしくは電子メールで通知する。

3 代表は前項第2号の規定による請求があった時は請求のあった日から8週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は会員総数の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議決)

第19条 総会は次の事項を議決する。

(1)会則の変更

(2)事業計画及び収支予算に関すること

(3)事業報告及び収支報告に関すること

(4)役員を選任及び解任に関すること

2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の時は議長の決することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成する。

(活動費)

第21条

- 1 本会の活動費は、会への寄付金及び助成金等の中から支弁する。
- 2 寄付金、助成金は、原則として金融機関口座に預け入れて管理することとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日とする。

附則

- 1 本会則は、令和3年6月26日から施行する。
- 2 本会則は、令和5年5月14日から施行する。

以 上